

令和5年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 7 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）
日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項
（農用地利用配分計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和5年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は12番野口克行委員、13番山口和彦委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号「農地法第 3 条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を報告いたします。

農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届出について 1 件受理しております。所在は八千石字八千石で、田 1 筆、9 0 m²について、農業経営基盤強化促進法第 7 条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程 3 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書 2 ページをお開き願います。

報告第 2 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」を報告いたします。

議案書 2 ページから 5 ページまでの 8 件でございます。この届出は、所有者欄に記載されている方が、申請事由欄に記載がある相続日に死亡したことにより、届出人が、相続により農地の所有権を取得したものであります。なお、備考欄に記載がありますように、いずれの権利取得者も、自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程 4 報告第 3 号 農地法第 1 8 条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「報告第 3 号農地法第 1 8 条（通知）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書 6 ページをお開き願います。

報告第 3 号「農地法第 1 8 条（通知）」を報告いたします。

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。議案書 1 0 ページまでの 9 件になります。6 ページ、7 ページの申請番号 1 番から 3 番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。8 ページの申請番号 4 番から 1 0 ページの申請番号 9 番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程 5 議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第1号農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 11ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転件6件、贈与による所有権移転2件でございます。

申請番号1番 下君山字小山、他1地区、畑5筆、4,343㎡、申請番号2番 清久島字大畑、他1地区、田1筆、畑1筆、1,821㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号3番 清久島字清久島、田17筆、18,914㎡についてでございますが、受人が農業経営を開始するため、買い受けるものでございます。

申請番号4番 須賀津字上沖田、田1筆、241㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号5番 伊佐部字伊佐部、田1筆、148㎡についてでございますが、受人が耕作地取得のため、受贈するものでございます。

申請番号6番 伊佐部字伊佐部、田6筆、3,200㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、受贈するものでございます。

申請番号7番 下須田字東、田1筆、1,684㎡、申請番号8番 下須田字東、田1筆、842㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号1番について、報告いたします。

先日、古澤推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、トラレー1台、トラック4台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積88アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号2番について、報告いたします。

1月5日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農作業従事日数は150日、経営面積653アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許

可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

続きまして、申請番号3番について、報告いたします。

1月5日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。受人の農業生産法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。経営面積189アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番（高須一郎君） 16番高須です。申請番号4番について、報告いたします。

1月6日に宮崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は240日、経営面積98アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番から8番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号5番、6番について、報告いたします。

1月5日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積363アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

続きまして、申請番号7番、8番について、報告いたします

1月5日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、経営面積1970アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたし

ました。

日程 6 議案第 2 号 農地法第 4 条（知事）

○議長（根本 脩君） 議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」と議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」の申請番号 6 番が、いずれも申請人が同一で、同一事業の申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 14 ページをお開き願います。

議案第 2 号申請番号 1 番 桑山字向山、畑 1 筆、655㎡。次に、16 ページをお開き願います。

議案第 3 号申請番号 6 番 駒塚字シラハタ谷、田 2 筆、698㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は農業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、農業用資材や農作物の一時保管スペースが不足することから申請に及んだものでございます。これで、議案第 2 号申請番号 1 番および議案第 3 号申請番号 6 番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を篠崎惣壽委員よりお願いいたします。

○14 番（篠崎惣壽君） 14 番篠崎です。議案第 2 号申請番号 1 番および議案第 3 号申請番号 6 番について、去る 5 日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」と議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」の申請番号 6 番を一括採決いたします。本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 3 号 農地法第 5 条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」の申請番号 1 番から 5 番と 7 番、8 番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 15ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番、2番は同一事業で権利種別が所有権移転および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。

羽賀字西ノ谷他1地区、畑2筆、1, 148㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、555ワットパネル190枚設置。

申請番号3番 柴崎字九軒、田1筆、641㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル132枚設置。なお、申請番号1番から3番につきましては、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

申請番号4番 江戸崎字荒沼、田1筆、935㎡で農地区分については、土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。申請人は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業の工事を請負い、一時的な仮設工事事務所が必要であり、工事現場より近接地であり申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。一時転用期間は令和5年7月31日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。また、土地改良区からの意見書を得るなど、他法令との協議も了しております。なお、申請地は農用地区域内ではありますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

申請番号5番 高田字横田山、畑4筆、1, 111㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、475ワットパネル200枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

申請番号7番 神宮寺字平松、畑1筆、2, 787㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、一般廃棄物収集運搬業を営んでおりますが、事業拡大に伴い現在の敷地では手狭なため、事務所および車両置場用地として申請するものでございます。事業計画は事務所1棟、収集運搬車両8台、通勤車両9台として利用する計画です。

申請番号8番 阿波崎字宮原、畑1筆、396㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在、借家にて生活しておりますが、将来を考え自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、82.81㎡の自己住宅を建築し、取水は井戸、汚水・雑排水は下水道へ接続する計画です。これで、議案第3号申請番号1番から5番および7番、8番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番、2番について、去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号3番について、去る5日、古澤推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号4番について、去る5日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に仮設事務所用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号5番について、去る5日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号7番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号7番について、去る5日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務所および車両置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号8番について、去る5日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑が

かからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」の申請番号1番から5番と7番、8番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 18ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付2件でございます。

申請番号2番 稲波字植竹区、田2筆、3, 344㎡についてですが、50年前頃から宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 本新、畑2筆、609㎡についてですが、平成9年以前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成9年11月1日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をお願いいたします。申請番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号2番について、去る5日、横田委員と推進委員の鹿熊委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、50年前頃から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

続きまして、申請番号3番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号3番について、去る5日、木内委員と推進委員の平山委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成9年以前から宅地として利用されており、

国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 19ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、18件、42筆、75,263㎡、再設定が、6件、18筆、28,701㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 34ページをお開き願います。

議案第6号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理の取得（農用地利用集積計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、12件、67筆、111, 535㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号【中間管理権、基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 43ページをお開き願います。

議案第7号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規配分が14件、67筆、111, 535㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時45分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

12番委員 野 口 克 行

13番委員 山 口 和 彦